

津別町庁舎等建設審議会条例

(設置)

第 1 条 津別町庁舎及びこれと併せて計画する施設(以下「庁舎等」という。)の建設に関し、必要な事項を調査及び審議するため津別町庁舎等建設審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 庁舎等の規模及び機能に関すること。
- (2) 庁舎等の基本設計に関すること。
- (3) その他庁舎等の建設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 各種団体から推薦された者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。